

岡山県中小企業省エネ設備更新補助金（第2期）募集要項

1. 事業の内容

原油、電気、ガス及び原材料価格が高騰していることにより、価格転嫁が困難な中小企業の経営を圧迫していることから、中小企業の競争力強化を支援するため、エネルギー消費を抑制する省エネ設備への更新を行う県内中小企業者等に対し、必要な経費の一部を補助します。

2. 補助対象者

(1) 補助対象となる事業者

中小企業支援法第2条第1項に規定する中小企業者及び中小企業等経営強化法第2条第1項第6号から第8号に定める法人（協同組合等）で、岡山県内に主な事業所等を有するもの。

ただし、次のいずれかに該当する者は除く。

- ①令和4年4月1日以降に創業又は開業した中小企業者
- ②発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- ③発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- ④大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- ⑤岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）に規定する暴力団又は暴力団員等
- ⑥県税に未納がある者
- ⑦風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれに類する事業を行っている者
- ⑧財団法人、社団法人、医療法人、宗教法人、NPO法人、学校法人、農事組合法人、社会福祉法人、生活協同組合、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、任意団体等中小企業基本法に規定する中小企業者でない者
- ⑨日本標準産業分類に基づく次のいずれかの事業を行う者
 - ・(A) 農業、林業
 - ・(B) 漁業
 - ・(P) 医療、福祉（(835)療術業及び(836)医療に附帯するサービス業を除く）
 - ・次のいずれかのサービス業
 - (7291)興信所(専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うもの)、(7661)バー、キャバレー、ナイトクラブ、(7999)易断所、観相業、相場案内業、(803)競輪・競馬等の競走場、競技団、(8063)マージャンクラブ、(8064)パチンコホール、(8094)芸ぎ業、(8096)場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業、(9299)集金業、取立業(公共料金又はこれに準ずるものを除く)、(93)政治・経済・文化団体、(94)宗教、(95)その他のサービス業、(96)外国公務
- ⑩岡山県中小企業省エネ設備更新補助金（第1期）』並びに『エネルギー効率化・新事業展開等による生産性向上支援事業補助金（第1期）』（岡山県事業）の交付決定を受けた事業者
- ⑪同一設備でなくとも『エネルギー効率化・新事業展開等による生産性向上支援事業補助金（第2期）』（岡山県事業）に申請した事業者

※平成25年10月改定「日本標準産業分類」による。カッコ内の英字・数字は分類符号。

(2)補助対象の要件

中小企業者が計画したエネルギー使用合理化に向けた取り組みに要する、省エネルギー性能の高い機械及び設備であり、次に掲げる設備とします。

尚、対象となった設備の導入によって既存設備は廃棄等の処分がされる必要があります。

- ①既存設備と更新設備を比較して、機械・設備メーカー又は納入業者等によって省エネルギー効果又は高効率効果が5%以上見込まれると証明されたもの
- ②令和5年9月末までに納入及び支払がなされるもの
- ③金額に関わらず償却資産として資産計上されるもの

(3)補助対象経費

既存の生産設備やサービスを提供するために必要な設備の更新にかかる設備装置費及び設置工事費、その他会長が特に必要と認める経費

(4)補助対象とならない経費

- ①汎用性が高い物品等に要する経費
- ②設備等の設置場所の整備工事、基礎工事に要する経費
- ③消耗品（取得価格の単価が税抜10万円未満又は耐用年数1年未満のもの）
- ④設備等のリース・レンタルに要する経費
- ⑤中古品の購入に要する経費
- ⑥既存設備の改良・改修に要する経費
- ⑦既存設備等の廃棄費用（処分費用、フロン回収費用等）
- ⑧公租公課
- ⑨保険料
- ⑩手数料
- ⑪申請書作成に要する経費
- ⑫補助事業の実施に係る自社の人件費、旅費
- ⑬支払利息及び遅延損害金
- ⑭申請者の関連会社（資本関係のある会社、役員を兼任している会社、代表者の3親等以内の親族が経営する会社等）又は代表者の親族から購入等した経費
- ⑮国、県、市町村、公的・民間団体から交付される他の補助金が充当されている経費
- ⑯自社で所有していない物（リース物件等）及び他の補助事業で整備されたもので減価償却期間が到来していない物等に係る経費
- ⑰建物、構築物の購入等に要する経費
- ⑱自動車等車両（道路運送車両法施行規則第2条の大型特殊自動車及び小型特殊自動車を除く。）
- ⑲太陽光発電設備
- ⑳営業所など事務所に設置される設備（複写機など）や兼用設備
- ㉑上記の他、公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費

(5)その他共通事項

- ・補助対象経費には、消費税及び地方消費税並びに振込手数料は含みません。
- ・補助対象経費に該当するものであっても、選定により減額査定することがあります。

3. 事業の実施期間

交付決定日から令和5年9月30日まで（期限までに納入・支払の完了しないものは対象となりません）となります。

但し、申請時に事前着手届を提出した場合、受付日以降に事前着手（発注行為等）できますが、審査の結果、対象経費とならないこともあります。

4. 補助率等

補助対象事業の内容	補助率	補助限度額
設備等購入費、設備設置工事費、その他 会長が特に必要と認める経費	1/2 以内	下限： 500 千円 上限：5,000 千円

※消費税は補助対象外となります。

※申請は1事業者1回限りとなります。

※応募審査・確定検査時に対象外経費が発生し、補助金額が下限を下回った場合、補助対象外となります。

5. 補助事業者の選定

交付申請のあったものについて、その内容を確認のうえ、内容に不備の無いものから先着順で受付し、補助事業者の候補を選定します。

尚、予算の額に達したときをもって、交付申請の受付を停止します。

6. 申請手続き

(1) 受付期間

令和4年11月28日（月）から12月23日（金）17時まで。

但し、予算（15億円）に達した場合、早めに終了する場合があります。

(2) 提出書類

以下の書類をすべてそろえたうえで、岡山県中小企業省エネ設備更新補助金 総合サイト (<https://www.okachu.or.jp/shoene/>) にリンクが設置された専用応募フォームより申請して下さい。

①設備等に対応する見積書（その設備等の規格、仕様、価格、納期等概要が記載されたもの）
及び同一条件の相見積書もしくは業者選定理由書

②設備比較証明書（省エネルギー性能を証する書面）【要領様式1】

③誓約書【要領様式2】

④直近1期分の決算書の写し

（法人の場合）表紙・貸借対照表・損益計算書・販売費及び一般管理費内訳書・製造原価報告書又は完成工事原価報告書・株主資本等変動計算書・個別注記表

（個人事業主の場合）青色申告決算書（表紙兼損益計算書・月別売上・減価償却費・貸借対照表）

*直近1期分の決算書の提出ができないものは、法人の場合は、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）の写し、個人事業主の場合は、開業届の写し（税務署の受付印があるもの）

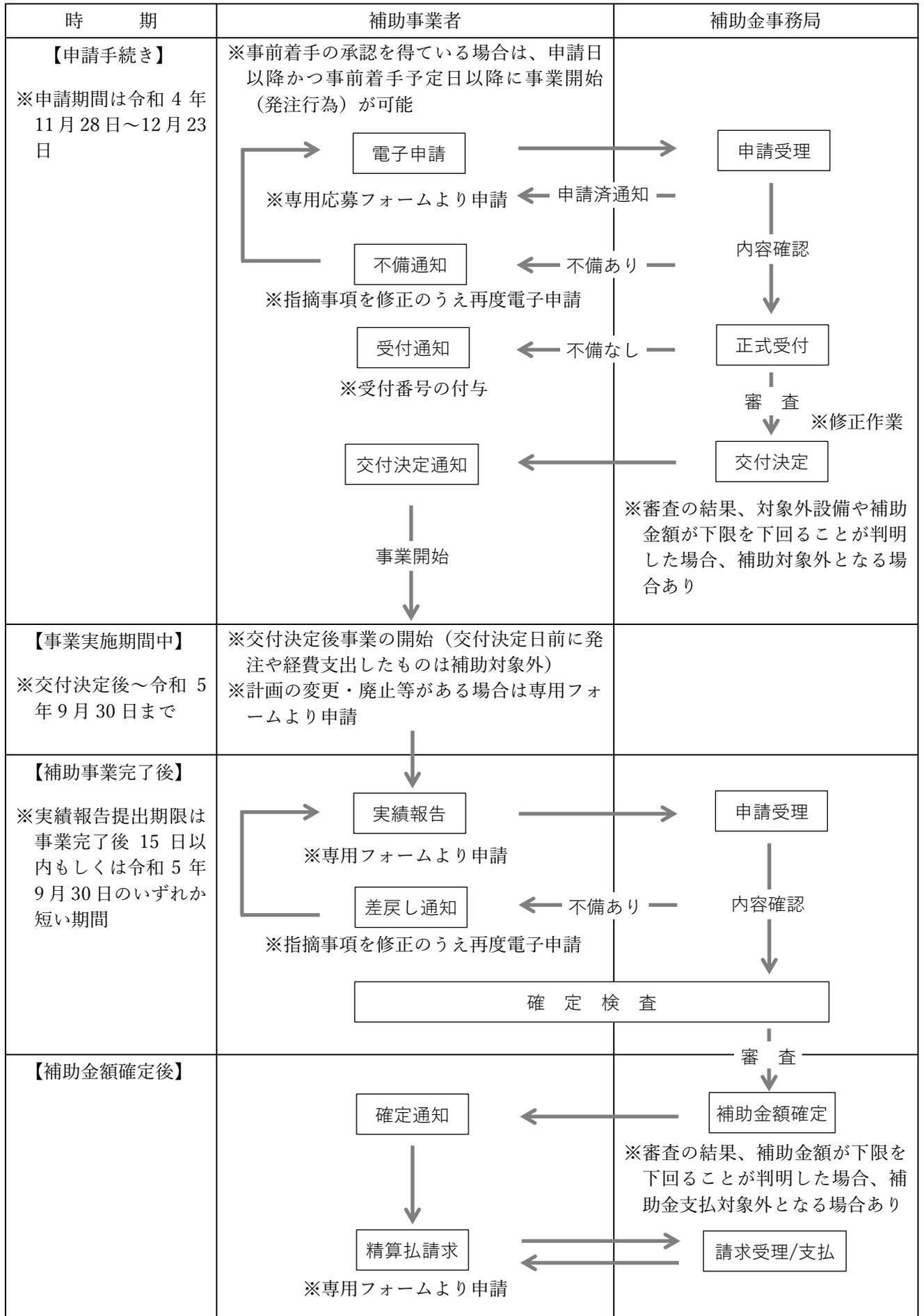
⑤県税に未納がないことの証明ができる書類（各県民局又は地域事務所で発行する完納証明書）
又は徴収の猶予を受けていることがわかる証明書の写し

⑥更新（入替）前の設備の写真（使用状況の分かるもの）

⑦応募内容セルフチェックリスト

⑧その他参考となる資料

7. 補助金に係る事務手続き



<補助金交付申請の手続き>

(1)交付申請書類の提出

「6. 申請」に記載の必要書類を準備し、岡山県中小企業省エネ設備更新補助金 総合サイト (<https://www.okachu.or.jp/shoene/>) にリンクが設置された専用応募フォームより申請していただきます。

提出書類に不備がある場合には、受付できませんので、必要書類が揃っているかチェックリストで確認した上で、申請してください。

不備があり受付できないと、補助事業者の選定において先着とみなされず、再申請時には予算額に達して、受付できない場合もありますのでご注意ください。

尚、申請後の書類記載事項についての連絡のため、添付ファイルが受け取れるメールアドレスの記載が必須となります。

また、申請にあたってサポートが必要な申請者は、設備設置場所の最寄りの商工会議所、商工会にご相談ください。

(2)選定方法

「5. 補助事業者の選定」に基づき選定を行います。

(3)補助金交付決定通知書の送付

受付完了後の審査の後、採択事業者へは補助金交付決定通知書を送付します。

また、不採択となった事業者についても結果を事務局から通知します。(選定経過、採択結果の内容等についての問い合わせには応じられません。)

<補助事業終了の手続き>

(1)補助事業の終了

補助事業者は、補助事業について令和5年9月30日までに終了する必要があります。

(2)実績報告書の提出

補助事業が完了したときは、その日から起算して15日経過した日又は令和5年9月30日(土)のいずれか早い日までに実績報告書を事務局へ提出していただきます。

(3)補助事業の確定検査

実績報告書の内容を事務局で審査した上で、必要に応じて事業所等を訪問し、責任者の立会いのもと、補助事業が適正に実施されているか確認を行います。

(4)補助金額の確定

完了検査等により補助事業が適正に実施されていると確認された後、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者へ補助金確定通知書を送付します。

(5)請求書の提出

補助金確定通知書を受領後、補助金の請求書を提出していただきます。

(6)補助金の支払

補助金の請求書を受領後、補助事業者に対して口座振込で補助金を支払います。

尚、補助金の支払いは補助事業完了後の精算払いです。

8. その他留意事項

- (1)この補助金は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の適用を受けます。証拠書類（請求書、契約書、領収書等）は、事業完了後も交付年度終了後5年間は保存する必要があります。また、会計検査院による検査が行われる際は、必要な書類の作成、現地調査等の対応が求められる場合があります。
- (2)補助事業者は、補助金により取得し、又は効用が増した財産について、固定資産に計上するなど適切に管理し、補助事業の完了後も、補助金支給の目的に従いその効率的運用を図らなければなりません。
- (3)補助事業で取得した設備等を処分制限期間（法定耐用年数）内に処分する際には、事前に財産処分の承認が必要です。
処分とは、補助金で復旧や取得した設備を補助金等の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊すことを言いますので、処分する際には、必ず事前に連絡をいただき、事務局の指示に従ってください。

9. お問い合わせ先

岡山県中小企業団体中央会 省エネ設備更新補助金受付係
TEL：086-237-1755（平日：9:00～12:00、13:00～17:00）
Mail：shoene@okachu.or.jp
URL：<https://www.okachu.or.jp/shoene/>